



平成29年 5月19日

各 位

会 社 名 株式会社 西松屋チェーン
代 表 者 名 代表取締役社長 大村 禎史
(コード番号 7545 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役執行役員 小紫 靖
(TEL 079-252-3300)

取締役に対するストックオプション（新株予約権）の発行要項に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、平成29年5月16日開催の当社第61期定時株主総会において承認されました、取締役に対しストックオプションの目的で発行する新株予約権の具体的な内容について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の名称
株式会社西松屋チェーン第20回新株予約権
2. 新株予約権の割当日
平成29年6月5日
3. 新株予約権の割当を受ける者
当社取締役1名
4. 新株予約権の目的たる株式の種類および数
当社普通株式2,000株
なお、新株予約権割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。
5. 発行する新株予約権の総数
20個
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株。ただし、上記4.に定める株式の数の調整を行った場合、同様の調整を行うものとする。
6. 新株予約権と引換えに払い込む金銭
未定
新株予約権と引換えに払い込む金額は、割当日の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルにより公正な評価単価を算出のうえ決定するが、当該払込金額の払込みに代えて、取締役の当社に対する報酬債権をもって相殺する。
7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
未定
新株予約権1個当たりの行使時における払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下

「行使価額」という。)に、上記5.に定める新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)と新株予約権を発行する日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。)および1,286円のいずれか高い金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

8. 新株予約権の権利行使期間

平成31年6月1日から平成32年5月31日までとする。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 未定

新株予約権の行使により新たに株式を発行する場合においては、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額を資本金として計上し(計算の結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げた額とする。)、その余を資本準備金として計上する。

10. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

【ご参考】

(1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日

平成29年4月14日

(2) 定時株主総会決議日

平成29年5月16日

以 上